

## 成年後見制度との併用の考え方

本事業の事業対象となる方と、成年後見制度を利用する方が本人の判断能力の点からも重複する部分があることから、利用者支援にあたっては連携しつつ、それぞれが担える役割を行う事が必要と考えます。

自立支援を目的とした本事業のあり方として、成年後見制度を利用している方との契約について下記のとおりとします。

### 【成年後見制度との併用について】

後見人等が選任されている被後見人等（補助・保佐類型にあたっては代理権\*が付与されている場合）との契約及び継続利用については、下記の要件に該当することを条件とし、あらかじめ本事業の契約適否について契約締結審査会に諮るものとします。

#### 〈併用が検討される要件〉

被後見人等との支援時における意思確認が可能であり、かつ、日常的な支援が必要な場合であって、後見人等による支援が困難な場合\*\*。

\* 該当する代理権は、福祉サービスに関する契約・費用の支払いにかかる事項、または生活に必要な預貯金の手続き及び費用の支払い等にかかる事項。

\*\* 当該事項としては、次の理由等によるものを想定。

- ・ 後見人等が遠方に在住し、物理的な理由により困難な場合。
- ・ 後見人等が高齢、障がいなど身体的な理由により困難な場合。

但し、後見人等の業務多忙等の理由によるものは除く。

併用する場合の本事業契約の締結については、補助人・保佐人に福祉サービス契約の代理権が付与されている場合、並びに成年後見人との契約の場合は、後見人等とおこないます。

また、併用が必要とされる当該事項が解消された段階においては、速やかに後見人等に引き継ぐものとします。